

## 補助金調書

補助金名	一般財団法人西日本文化協会年間文化事業補助金		担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化振興部 文化振興課(TEL 711-4665)	
交付先	団体	一般財団法人西日本文化協会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため				
補助開始年度	昭和29	年度	経過年数	67	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的 市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進すること 対象事業 ○ 会誌及び学術書の発行 ○ 日本の伝統文化の維持継承に関連する講座、研究会その他の地域に根差した文化活動 ○ 上記に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	① 文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るとい目標ははまだ達成しておらず、今後とも継続した取り組みが必要。 ② 福岡の文化や歴史を紹介する雑誌「西日本文化」を定期的に発行し続けており、本市の文化振興に対する必要性・公益性は高い。 ③ 当該補助金により、雑誌「西日本文化」を定期的に発行できている。また、今後も補助を行うことにより、より多くの市民が文化に触れる機会を維持することができる。 ④ 雑誌「西日本文化」と同程度の雑誌を定期的に発行している他団体はないため、公平性は保たれている。 ⑤ 現時点では、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。 以上の理由により、終期を延長するもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ① 印刷及び広報宣伝に係る経費 ② 会場設営に係る経費 ③ 事業運営に係る経費 算定方法 補助対象経費に5分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で交付			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	1,210 千円	1,350 千円	1,350 千円	1,350 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・ 会誌「西日本文化」を発行し、九州の歴史・文化の話題を幅広く収録 ・ 遊学講座「ふるさとの歴史と文化」を実施 ・ 一般教養講座「中国聖賢の名言から学ぶ」を実施				
補助金交付 による効果	一般財団法人西日本文化協会は、昭和36年に結成された団体で、会誌「西日本文化」の発行、遊学講座「ふるさとの歴史と文化」及び一般教養講座の開催など、地域文化の振興に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。